大月市と住宅金融支援機構が連携

令和7年5月版

www.flat35.com

マイホーム取得をご検討中のみなさまへ

いま子育て中の方に！

UIJターンをする方に！

名勝「猿橋」

【フラット35】地域連携型

子育て支援の場合

当初 5 年間　年0.5％金利引下げ

ＵＩＪターンの場合

当初 5 年間　年0.25％金利引下げ

【フラット35】S や 【フラット35】子育てプラス との併用でさらに金利引下げ！

※１【フラット３５】Ｓ又は【フラット３５】子育てプラスの併用も可能（詳細は裏面へ）
※２【フラット３５】地域連携型とは、子育て支援や地方移住者等について積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット３５】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

〇大月市定住促進（中古）住宅取得助成金制度 のご相談は

大月市 OTSUKI CITY

大月市役所　総務部　企画財政課　地域活性化担当

☎ **0554-23-5011**

【フラット35】に関するご相談は 住まいのしあわせを、ともにつくる。 住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

☎ **0120-0860-35（通話無料）**

営業時間　９：００～１７：００（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）
ご利用いただけない場合（国際電話など）は、次の番号におかけください。
☎ 048-615-0420（通話料金がかかります。）

富士山と大月市街地

大月市
OTSUKI CITY

都心から特急で60分！緑に囲まれた起伏のある山あいのベッドタウンです。
富士山・静岡方面、甲府・長野方面、東京方面の３つ方面へのアクセスが良好です。
豊かな緑や清流など美しい自然環境に恵まれており、「富士の眺めが日本一美しい街」として、住んでみたいまちづくりの実現に向けて、移住定住に関する支援を積極的に行っています。

大月市で利用できる
【フラット３５】地域連携型はこちら☞

大月市
OTSUKI CITY

大月市定住促進住宅取得助成金

【主な要件】
次の要件をすべて満たしている者が対象となります。
① 大月市内に、住宅の所有権の取得または工事引渡しを完了した新築住宅の所有者。
② 世帯全員に市税等の滞納がない者。
③ 公共工事等に伴う移転補償で建設した住宅の所有者でない者。
④ この制度による助成を受けたことがない者。

【補助金額】
購入価格の３％に相当する額又は20万円のいずれか少ない額
（ただし、1,000円未満を切り捨てる。土地、建物別）

※ 以下の加算を利用いただくことができます。
市外申請者加算：10万円（適用要件あり）
子ども加算　　：一人当たり30万円（高校生以下）
若年世帯加算　：40万円（夫婦の年齢合計が60歳未満）
20万円（夫婦の年齢合計が80歳未満）

大月市定住促進中古住宅取得助成金

【主な要件】
次の要件をすべて満たしている者が対象となります。
① 大月市内の中古住宅の取得者。
② 世帯全員に市税等の滞納がない者。
③ この制度による助成を受けたことがない者。

【補助金額】
購入価格の３％に相当する額又は20万円のいずれか少ない額
（ただし、1,000円未満を切り捨てる。）

※ 以下の加算を利用いただくことができます。
市外申請者加算：10万円（適用要件あり）
子ども加算　　：一人当たり30万円（高校生以下）
若年世帯加算　：40万円（夫婦の年齢合計が60歳未満）
20万円（夫婦の年齢合計が80歳未満）

連携

【フラット35】
地域連携型

子育て支援の場合
当初 5 年間 年0.5％金利引下げ

＜大月市定住促進住宅取得助成金＞
＜大月市定住促進中古住宅取得助成金＞

【主な要件】
・ 子ども加算を利用すること。

ＵＩＪターンの場合
当初 5 年間 年0.25％金利引下げ

＜大月市定住促進住宅取得助成金＞
【主な要件】
・ 大月市外からの転入者であって、転入直前の市外居住期間が１年以上あること。
・ 転入後１年を経過する日の前に住宅を取得すること。

※1【フラット35】S や【フラット35】子育てプラス　でさらに金利引下げ
※2【フラット35】S と【フラット35】子育てプラス　の併用も可能

詳しくはこちら

※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

＜注意事項＞●【フラット３５】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット３５】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット３５】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約３週間前までにフラット３５サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット３５】地域連携型の内容などの詳細は、フラット３５サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット３５】Sとは、【フラット３５】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット３５】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット３５】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。詳細は、フラット３５サイト（www.flat35.com）でご確認ください。【フラット３５】Ｓ、子育てプラス等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット３５サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●【フラット３５】Ｓ、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約３週間前までにフラット３５サイトでお知らせします。●【フラット３５】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット３５】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。